

## 令和 2 年度病床機能再編支援事業の意見聴取について

## 1 事業の概要

- 国が令和 2 年度に、医療機関の病床削減や再編統合に給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取り組みを一層推進させることを目的に新規事業を創設

## ＜病床削減支援給付金＞

- 療養病床又は一般病床を有する病院又は診療所（以下：病院等）が、病床数の適正化に必要な病床の削減を行う場合、削減病床数に応じた給付金を支給

支給対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年度病床機能報告において、高度急性期、急性期及び慢性期（以下：対象 3 区分）のいずれかの病棟の稼働病床数を 1 床以上報告し、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に対象 3 区分のいずれかの病床の削減を行う病院等</li> </ul>														
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>本事業の目的に合致するかどうか、地域医療構想調整会議の議論、医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が必要と認めたもの</b></li> <li>削減後の許可病床数が、平成 30 年度病床機能報告における稼働病床数の合計の 90% 以下であること</li> <li>その他、病床削減病院等の開設者が同じ構想区域内で開設する病院を増床していないこと等の要件あり</li> </ul>														
支給額の算定方法	<p>①削減病床 1 床当たり、病床稼働率に応じ、下記の表の額を支給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病床稼働率</th> <th>削減した場合の 1 床あたり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%未満</td> <td>1, 140 千円</td> </tr> <tr> <td>50%以上 60%未満</td> <td>1, 368 千円</td> </tr> <tr> <td>60%以上 70%未満</td> <td>1, 596 千円</td> </tr> <tr> <td>70%以上 80%未満</td> <td>1, 824 千円</td> </tr> <tr> <td>80%以上 90%未満</td> <td>2, 052 千円</td> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>2, 280 千円</td> </tr> </tbody> </table>	病床稼働率	削減した場合の 1 床あたり単価	50%未満	1, 140 千円	50%以上 60%未満	1, 368 千円	60%以上 70%未満	1, 596 千円	70%以上 80%未満	1, 824 千円	80%以上 90%未満	2, 052 千円	90%以上	2, 280 千円
病床稼働率	削減した場合の 1 床あたり単価														
50%未満	1, 140 千円														
50%以上 60%未満	1, 368 千円														
60%以上 70%未満	1, 596 千円														
70%以上 80%未満	1, 824 千円														
80%以上 90%未満	2, 052 千円														
90%以上	2, 280 千円														

## 2 事業要望状況

圏域	医療機関名	事業内容	支給額	圏域調整会議審議結果
松江	家族・絆の吉岡医院	①病床削減 4 床減 (急性期 16→12)	4,560 千円	合意 (R2. 12. 21)
大田	大田市立病院	①病床削減 22 床減 (急性期 157→135 )	35,112 千円	合意 (R2. 12. 3)
浜田	沖田医院	①病床削減 19 床減 (急性期 19→0)	41,040 千円	合意 (R2. 12. 2)

## 3 事業要望に対する県の考え方

上記 3 医療機関について、いずれも地域医療構想を実現するために必要と考える。

理由：

- いずれも急性期病床過剰圏域で急性期病床の削減であること。  
(資料 4 - 2. 病床数の推移)
- いずれの医療機関も将来の医療機能について圏域の調整会議で合意が得られていること。(資料 4 - 3. 圏域の調整会議資料)